

学術集会演題および抄録作成における倫理的手続き

日本周産期・新生児医学会 倫理委員会

学術集会への演題及び抄録の作成に際しては、「ヘルシンキ宣言」・「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」・「遺伝子治療等臨床研究に関する指針（厚生労働省）」・「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」などの医学研究に関する指針を遵守する。

症例報告等を含む臨床研究においては個人の同定がなされないように情報の機密性に十分配慮し、また、対象となる個人の尊厳及び人権が十分に守られる内容でなくてはならない。個人情報保護の配慮に欠けたものは不採用とするか、減点のうえ、修正をもとめる。発表時も十分に留意が必要である。

臨床例（もしくは人体から採取された試料等）を用いる研究は、通常、各施設に定められた倫理委員会の承認が必要となる。また、研究実施に際しては、わが国の行政による倫理指針における「インフォームド・コンセントの手続の簡略化」で定められる要件に該当する場合を除き、原則として、被験者（もしくは代諾者）からインフォームド・コンセントを受ける手続が必要となる。ただし、その詳細は当該施設の倫理委員会の判断に委ねられる。なお、疫学研究、ヒトの遺伝子解析研究、ヒトの細胞を用いる研究、動物実験等を含む基礎研究に関しても同様に、国内関連法規・指針等に照らしたうえで、各施設のルールを遵守しなくてはならない。

研究に関する倫理規定が未だ定められていない施設や個人で行う案件については、当該研究者の出身大学または日頃から地域で深く関係する施設の倫理委員会の判断に委ねられる。動物実験を含む基礎研究に関しても同様である。

倫理の見地からの価値判断が困難であり、その判断如何によって社会的に重大な影響を与えうることが懸念される場合、学術集会主催者または当該研究者は学術集会主催者を通じて、あらかじめ当委員会に報告の上、対応に係る助言を求めることが望ましい。

抄録（不採用を含む）ならびに発表内容に不正（データの捏造、改ざんや盗用）が発覚した場合、処分されることがある。

また、学術集会への演題及び抄録の作成時に以下のことを確認する。

1. 当該施設の倫理委員会などの審査、承認を得ている
2. 当該施設の倫理委員会などの承認を得る予定である
3. 倫理審査委員会による承認の必要のない研究である